

令和7年度茨木市外国語指導講師派遣業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

これまで、児童・生徒の外国語に関する学習への意欲をより高め、英語によるコミュニケーション能力育成の学習効果を高いものとするため、また、教員の授業力向上の研修、中学校の部活動への指導を行うため、小・中学校に外国人英語指導講師を配置している。その業務については、良質な指導業務従事者の確保や事業計画、研修等が適切に行われることによってより良い成果が期待できるという観点から、総合的に審査を行う必要がある。

これらを踏まえ、外国語指導講師派遣業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和7年度茨木市外国語指導講師派遣業務委託

(2) 業務の目的

児童・生徒の外国語活動や英語科学習への意欲をより高め、英語によるコミュニケーション能力の育成の学習効果を高いものとするため、また、教員の英語授業力の研修を行うため。

(3) 業務内容

- ・市立小学校の「外国語活動」、「外国語」及び「国際理解教育」における英語活動等の指導
- ・市立中学校の「英語科」の授業等における英語活動等の指導
- ・市立幼稚園、認定こども園、保育所の保育における英語活動等の指導
- ・その他仕様書等に記載のある業務

(4) 業務期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

（計24か月実施）

（地方自治法第234条の3に基づく長期契約継続）

3 当該業務の予算要求額

月額 8,203,250円（税込）

令和7年度年額 98,439,000円（税込）※予算要求額

令和8年度年額 98,439,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については市議会において予算の議決を要するため、議決が得られ

た令和7年4月1日以降に契約を締結するものとする。

万一、議決が得られなかったときは、このプロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加者資格名簿に登録されていること。
 - (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (4) プライバシーマーク（JISQ15001）又はISMS（ISO/IEC 27001又はJISQ27001）の認証を受けていること。
 - (5) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号の規定する場合に該当しないこと。
 - (6) 過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）において、本業務と同種の業務で業務の履行実績があること。
- なお、同種の業務とは、外国語指導講師派遣業務をいう。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式3号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで学校教育推進課宛送信すること。
提出期限：令和7年2月14日（金）正午まで（必着）
提出先：茨木市教育委員会 学校教育部学校教育推進課
E-mail：gakkokyoiku@city.ibaraki.lg.jp
※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。
回答日：令和7年2月17日（月）
掲載場所：

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/gakkokyoiku/kyoikusuishin/saiten_system_1/66334.html

7 参加申込及び資格審査兼第1次審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式1号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式2号）

※契約書の写し等、業務実績を証明できる書類を添付すること

② 業務実施体制調書（様式3号）

※保有資格を証明できる書類を添付すること

③ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

※参考見積書に記載する金額は、消費税に相当する金額を加えた1か月あたりの金額とすること。

④ プライバシーマーク（JISQ15001）又はISMS（ISO/IEC 27001又はJIS Q27001）を取得していることがわかる書類（許諾証の写し等）

イ 提出先：茨木市教育委員会 学校教育部 学校教育推進課事務室
（茨木市役所南館6階）

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

ウ 提出期間：令和7年2月14日（金）午前9時から

令和7年2月19日（水）午後4時まで（土日を除く）

エ 提出方法：持参（提出期限必着）

(2) 資格審査兼第1次審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式4号）により2月25日（火）までに参加希望者にメール及び郵送で通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式5号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに学校教育推進課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書での説明等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、上記7(1)③参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類・部数

ア 作業スケジュール（任意様式）・・・正本1部、副本4部

イ 企画提案書・・・正本1部、副本4部

ページ数は40ページ程度（表紙、目次を除く）とし、ページ番号を付すこと。

〈注意事項〉

- ・副本には、社名ロゴ等の社名が分かるものは掲載しないこと。
- ・契約条項を示す場所は、茨木市教育委員会学校教育部学校教育推進課とする。

(3) 作成要領

【別紙「企画提案書作成要項」参照】

(4) 提出方法

ア 提出期限：令和7年3月3日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出場所：茨木市役所南館6階 学校教育部学校教育推進課

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

プロポーザルの審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書を下記10(1)で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は、企画提案書等の審査と併せてヒアリング又はプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（書類審査及びプレゼンテーションによる委員審査）

令和7年3月5日（水）実施（予定）

提出された企画提案書、参考見積書及び、企画提案についてのプレゼンテーションによる審査を実施し、下記10(2)で示す審査基準に基づいて評価するとともに、プレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用し行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及び投影用スクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、5人以内とする。

エ プレゼンテーションの方法、持ち時間等詳細については、参加承諾者に対して別途通知する。

(3) 審査結果の通知

ア 結果通知

第2次審査の結果は、令和7年3月10日（月）（予定）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

イ 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、通知日（発送日）より起算して5日以内に審査結果について、説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

(1) 第1次審査（事務局審査）

審査項目	審査内容	配点
提案額（参考見積書）	提案額（参考見積額） （最低見積額/見積金額）×30点*小数点以下切り捨て	30点
業務実績調書等内容 （契約期間を終了しているもの）	契約実績（派遣業務実績（月額7,000,000円以上かつ派遣人数が20名以上のもの））	15点

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる委員審査（配点は委員1人あたり））

審査項目	審査内容	配点
企画提案書	事業方針等 (1) 事業方針・理念・概要	15点
	事業内容 (2) シラバス及びレッスンプランの適切性 <保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校> (3) 連携体制・学校独自プラン・教職員への対応 (4) 学校へのサポート体制、担当スタッフの体制	40点
	進行管理体制 (5) NETの採用基準、採用方法 (6) NETの研修内容、サポート体制 (7) マネジメント体制	30点

(2) 配点

- ①第1次審査（事務局審査） 45点
- ②第2次審査（委員審査） 255点（85点×3委員）
- ①と②の合計300点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該

委員を本プロポーザルの審査の採点に加わらない。その場合、評価点も変動するものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 提案者が1者のみであった場合は、審査を行い評価点6割以上であった場合に候補者とする。
- (5) 審査の結果、評価の合計点数が6割以上に達した事業者がいない場合は、適格者なしとする場合がある。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和7年2月14日（金）正午まで
質問に対する回答	令和7年2月17日（月）
参加申込書・業務実績調書・参考見積書等提出期間	

	令和7年2月14日（金）午前9時から
	令和7年2月19日（水）午後4時まで（厳守）
参加資格兼第1次審査結果通知	令和7年2月25日（火）
企画提案書等提出期間	令和7年2月25日（火）午前9時から
	令和7年3月3日（月）午後5時まで（厳守）
第2次審査	令和7年3月5日（水）（予定）
審査結果通知	令和7年3月10日（月）（予定）
契約締結	令和7年4月1日（火）（予定）
業務開始	令和7年4月1日（火）（予定）

15 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合、本プロポーザルを中止する場合がある。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽の記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市教育委員会 学校教育部学校教育推進課 担当 津本
 TEL 072-620-1683（直通）
 FAX 072-621-0066
 E-mail : gakkokyoiku@city.ibaraki.lg.jp